

## 巻頭言

## 地域のエネルギー資源で地域経済循環を

村田 武(愛媛大学 客員教授)

昨年2012年7月の「再生可能エネルギー特別措置法」施行によって、再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社にすべて買い取らせる「固定価格買い取り制度」が始まった。これを受けて、たとえば(株)グリーン発電会津が、木質バイオマス発電(5,000kW)を福島県会津若松市で事業化し、固定価格での売電第1号となったとして注目されている。全国ではすでに、原発1基分に匹敵する144万kWの出力をもつ再生可能エネルギー発電設備が設置されたという。しかし、住宅に設置した太陽光発電(103万kW)はともかく、大規模太陽光発電所(メガソーラー)37万kWは電力会社や大手企業によるものだ。大手企業が風況に恵まれた土地を獲得して風力発電設備を設置する動きも強まっている。これに対する地元の反応は、自治体首長を先頭に、かつての企業誘致合戦と同様の「進出企業歓迎！」ムードが支配的なようだ。

脱原発で先行し、「エネルギー転換」時代を迎えているドイツでも、事態は同様であったようだ。ドイツでは、あらゆる再生可能エネルギー発電の固定価格買い取り制度を導入した2000年「再生可能エネルギー法」を契機に、エネルギー生産において再

生可能エネルギーへの転換が進み、「エネルギー転換」といわれる時代を迎えている。しかし、農村に大手企業が進出して、風力発電やメガソーラーを設置する動きが急であったのである。その動きに機敏に反応したのが、農家の自助組織である農業者同盟や農業機械利用仲介組織マシーネンリンク、さらにライフアイゼン・バンク(農村信用組合)であった。エネルギー生産用に農村の土地を域外企業の利用にまかせるのではなく、「エネルギー生産を遠隔地の大電力会社から地域に取り戻そう」、「エネルギー生産から得られる利益を地域のものにしよう」という運動をリードしたのである。こうして再生可能エネルギーの地域供給をめざす「100%再生可能エネルギー地域」づくり運動が始まり、それを担う組織として一躍脚光を浴びたのが「エネルギー協同組合」だった。ドイツで今新しく立ちあげられている協同組合の半ばは、農村での再生可能エネルギー協同組合である。新たに設立・登録されたエネルギー協同組合は、バイエルン州など南ドイツを中心に最新データで約600組合を数えるという。

こうしてドイツの農村では、「エネルギー協同組合」で地域のエネルギー資源を地域

の所得源とし、地域経済循環の再生を図る動きが始まっている。農業者同盟やマシーネンリンクなど農業者を支える協同組織が健在であって、それら協同組織の連携で、エネルギー生産を地域に取り戻して地域経済循環を再生させようという動きが広がっていることに注目したい。

ドイツでは、総発電量に占める再生可能エネルギーの割合は、1988年に4.7%に過ぎなかったものが、2005年には10.5%、2010年には16.4%、そして2011年には20.3%になった。これに対して原発は、東京電力福島第1原発事故の直後に17基中8基を停止し、発電量の割合は前年の2010年の22.4%から、2011年には17.7%に低下している。このようなエネルギー転換が、大手電力会社や大企業に担われたのではなく、地域住民とその協同運動に担われたことにもっと注意がはらわれてよい。

わが国でも、中国地方の農協にみられるように、戦後農村の電化促進の期待に応えて、小水力発電事業に取り組んできた歴史がある。また岩手県葛巻町、高知県梶原町など、町長のリードで進められた「100%再生可能エネルギー村づくり」の経験も注目されている。畜産地帯での畜糞を活用し、これに食品加工残渣を加えてのバイオガス発電、小水力発電、間伐材等チップのバイオマス発電・熱利用、風力発電、里山・荒廃地での太陽光発電など、それぞれの地域のエネルギー資源を生かした再生可能エネルギー事業の展開が待たれる。その先頭に、

農協・水利組合、森林組合、漁協が立つべき時代を迎えている。生協には、脱原発と再生可能エネルギーの産直という視点での事業化への参画が期待される。労働者協同組合にとっても、新しい事業展開のチャンスが与えられているのではなかろうか。

愛媛県でも全国小水力利用推進協議会と連携する「愛媛県自然エネルギー利用推進協議会」が今年2013年3月に発足した。愛媛県下での小水力発電の第1号として内子町石畳地区、バイオガス発電の第1号として西予市の開拓酪農団地大野ヶ原での事業化への支援を協議会の最初の活動にしようとしているところである。

変動地形学や地震学の専門家にいわせれば、浜岡原発に次いで危険な伊方原発を抱える愛媛県である。「伊方原発をとめる会」は、一昨年12月に松山地裁に「伊方原発運転差止請求裁判」を起こした。すでに3回の口頭弁論が行われたが、被告の四国電力は証拠書類の提出を遅らせ、裁判引き延ばしにかかっている(同裁判訴状は、村田武、渡邊信夫編「脱原発・再生可能エネルギーとふるさと再生」筑波書房、2012年刊掲載)。伊方原発の再稼働を許さないためには、広く県民の意識を変え、四国電力と県知事を追い込む以外にない。私は、県民意識を変えるうえでも、ドイツの「地域のエネルギー資源で地域経済循環を」という運動が、協同組合を立ち上げることと一体であることを、多くの協同組合人に知ってほしいと思っている。